

1 目 的

- (1) 教育職員免許法施行規則第 3 5 条に規定する免許法認定講習として、特別支援学校教諭の 2 種免許状取得のために必要な特別支援学校教諭免許状取得用単位（以下、単位とする。）の修得機会を提供する。
- (2) 特別支援教育にかかわる現職教員等の資質の向上を図る。
- (3) 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有率向上を図る。

2 主 催

埼玉県教育委員会

3 受講対象者

小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有し、特別支援学校教諭の 2 種免許状の授与を受けるために必要な単位を修得しようとする者、又は、特別支援学校教諭の 2 種免許状を有し、新たな特別支援教育領域を追加・1 種免許状に上進しようとする者。

4 開設科目等

別紙 1 「令和 7 年度埼玉県教育委員会免許法認定講習（特別支援教育・冬期）開設講座一覧」による。

5 会 場

別紙 2 参照

- (1) 埼玉県立総合教育センター 埼玉県行田市富士見町 2－2 4
（J R 吹上駅北口からバス 2 3 分 または秩父鉄道東行田駅下車徒歩約 1 0 分）
- (2) 埼玉県県民活動総合センター 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台 6－2 6
（J R 大宮駅から埼玉新都市交通ニューシャトル内宿駅下車徒歩約 1 5 分）
※冬季Ⅱは、会場が 2 か所に分かれていますので、御注意ください。

6 受講料

受講料は徴収しない。但し、受講科目によっては、講師の指定する「教科書」等の購入に係る経費が必要な場合がある。

7 受講手続

- (1) 受講申込及び受講許可
ア 冬季Ⅰ～Ⅲを合わせ、最大 6 講座まで希望することができる。なお、開設講座は 4 種類のため、実際に受講できるのは最大 4 講座である。（1 種免許状への上進希望者は除く。）
※申込にあたっては、各研修（特に、初任者研修、年次研修等）や各種試験、学校行事等、及び、他の講座と重複する日程であることを理由に辞退することがないよう確認をすること。
イ 受講申込数が定員を上回る場合は、以下の順で優先し受講を許可する。

- ① 県立又は市立特別支援学校の本採用者
- ② 県内市町村立小中学校等の特別支援学級又は通級指導教室を担当している本採用者
- ③ 県立又は市立特別支援学校の臨時的任用者
- ④ 県内市町村立小中学校等の特別支援学級又は通級指導教室を担当している臨時的任用者
- ⑤ ①～④以外の者および1種免許状への上進希望者

(2) 申込方法

受講希望者は、所属長あてに配布される様式を使用し、以下に示す手順により受講申込みを行うこと。

ア 所属所ごとにまとめて受講申込者一覧表（別紙4）に必要事項を入力する。また、同様に受講申込承認書（別紙3）を作成する。その際、受講申込承認書（別紙3）には、文書番号（発番）を記入すること。

※受講申込承認書（別紙3）は、（市町村立学校等用）と（県立・国立学校等用）があるので、該当する様式を使用すること。

※様式等は埼玉県教育委員会免許法認定講習（特別支援教育）についてのホームページから必要な申請用紙をダウンロードすることもできます。

【埼玉県教育委員会免許法認定講習（特別支援教育）】ホームページ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/ninteikousyuu-tokubetu.html>
 埼玉県トップページ → 教育委員会 → 埼玉県教育委員会 → 教職員情報 → 埼玉県教育委員会免許法認定講習（特別支援教育）について

イ 受講申込承認書（別紙3）・受講申込者一覧表（別紙4）をExcelファイルにて以下の(3)の通りに提出する。なお、その際の件名及びファイル名は、【（学校（所属所）又は市町村名）・認定講習申込（冬期）】とすること。
 ※手続きについては、別紙5「受講手続きについて」も参照すること。

(3) 提出先・提出期限（必着・厳守）

<冬期Ⅰ～Ⅲ一括申込区分>

※令和7年度より、Ⅰ～Ⅲを一括申込としているので注意すること。

区分	提出先	提出期限・提出方法
県立学校長	教育局県立学校部 特別支援教育課長	令和7年9月26日（金）までに boxファイルリクエストにて提出
市町村立学校長	市町村教育委員会教育長	市町村教育委員会が定めた日までに 市町村教育委員会が指定した宛先に 電子メールにて提出
市町村教育委員会教育長 （さいたま市を除く）	教育事務所（支所）長	令和7年9月26日（金）までに 教育事務所（支所）が指定した宛先に 電子メールにて提出
教育事務所（支所）長	教育局県立学校部 特別支援教育課長	令和7年10月3日（金）までに boxファイルリクエストにて提出
さいたま市教育委員会教育長 国立学校長 その他	教育局県立学校部 特別支援教育課長	令和7年9月26日（金）までに 電子メールにて提出 a6880-04@pref.saitama.lg.jp

区分	様式 3・4 保存先 b o x リクエスト用アドレス	
県立特別支援学校長	様式 3	
	様式 4	
県立中学校長 県立高等学校長	様式 3	
	様式 4	
教育事務所（支所）長	様式 3	
	様式 4	

※保存ができない場合は、電子メールにて提出：a6880-04@pref.saitama.lg.jp

8 受講許可通知

令和 7 年 1 0 月中旬頃に、以下のように受講許可者一覧表（様式 1）を特別支援教育課から通知する。その際、受講に係る連絡事項を併せて通知する。

(1) 県立学校に勤務する者

所属長あて、当該校における受講申込者の受講許可者一覧表（様式 1）を通知する。

(2) 市町村立学校に勤務する者

当該教育委員会教育長あて、管内の受講許可者一覧表（様式 1）を通知する。当該市町村教育委員会は、管内所属長あて通知する。

(3) (1)、(2)に該当しない者

直接受講申込者あて受講許可者一覧表（様式 1）等を通知する。

9 受講の辞退

止むを得ず受講を辞退する者（当日、体調不良等で辞退をする者含め）は、埼玉県ホームページ「埼玉県教育委員会免許法認定講習（特別支援教育）について」より講習辞退承認届（様式 2）をダウンロードし、電子メールに添付し、速やかに所属長から以下のアドレスに送信すること。

提出先：a6880-04@pref.saitama.lg.jp

※県立学校に勤務する者は、所属長から県立学校部特別支援教育課長あてに提出すること。

※市町村立学校等に勤務する者は、所属長から市町村教育委員会を通して県立学校部特別支援教育課長あてに提出すること。

※講習辞退承認届には所属長決裁の上、文書番号を記載すること。

10 単位の認定

受講許可した者のうち、講義 2 日間（15 単位時間）の講義を真摯な受講態度で受講し、試験又はレポート等による成績審査に合格した者に単位を認定する。

原則として遅刻及び早退は認めない。なお、単位が認定された者には、後日単位を証明する「学力に関する証明書」を発行する。

11 免許状授与申請手続

(1) 単位の認定によって、申請できる基準に達成した場合には、速やかに免許状交付申請手続きを取る。なお、申請に必要な書類は、下記ホームページにある教員免許申請「免許法別表第 7 による申請」を参照すること。

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2210/kyouin-menkyo-betuhyou7.html>)

12 サービス

- (1) 県立特別支援学校に勤務する者のサービスについては、埼玉県免許法認定講習（特別支援教育）に限り、出張として差し支えない。
- (2) 市町村立学校等に勤務する者のサービスについては、当該市町村教育委員会に確認すること。

13 その他

- (1) 受講申込に当たっては、よく日程を確認し、辞退しないようにすること。
また提出書類、記載内容について遺漏のないよう留意すること。記載内容に偽りがあった場合には、受講許可を取り消すことがある。
- (2) 受講に際して手話通訳を必要とする場合などの諸事情がある場合は、受講許可通知後に下記特別支援教育課特別支援学校教育指導担当まで所属長を通して電話連絡をすること。
- (3) 受講者は講習目的を達成するよう努め、講師及び会場並びに他の受講者等に迷惑をかけることのないよう行動すること。前記に該当する行為が認められた場合には、受講許可を取り消すことがある。また、受講並びに教員としてふさわしい服装と態度で臨むこと。
- (4) 会場への電話等での問い合わせは、厳に慎むこと。
- (5) 昼食は各自用意すること。（弁当の注文は受け付けない。）
- (6) ゴミについては各自持ち帰ること。（会場の環境美化に努めること。）
- (7) 今後、定員や実施内容等の変更もある。

免許法認定講習（特別支援教育）の開催に関する問い合わせ先

埼玉県教育局 県立学校部 特別支援教育課

特別支援学校教育指導担当（認定講習係）

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-6888 FAX 048-830-4960

※問い合わせは必ず所属長を通じて行い、個人での問い合わせは謹むこと。

教員免許状申請に関する問い合わせ先

埼玉県教育局 市町村支援部教職員採用課 総務・免許担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話 048-830-6674

※免許申請に関する問い合わせについては、個人で行うこと。

なお、単位相談については、順次確認して返信するため、時間を要すること
に、留意すること。

→単位相談を希望する場合、【埼玉県 教員免許 単位相談】で検索